

令和5年度 横浜市「心の輪を広げる障害者理解促進事業」募集要領

1 趣旨

本市では、市民の皆様に障害のある人に対する関心と理解を深めていただく普及・啓発事業を実施しており、12月の「障害者週間」の取組みの一環として、内閣府が主催する「心の輪を広げる障害者理解促進事業」に推薦する作品を公募します。

2 主催

横浜市及び内閣府

3 募集内容

(1) 心の輪を広げる体験作文

ア テーマ 出会い、ふれあい、心の輪 ～障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう～

イ 題名 自由

ウ 内容 障害のある人となない人との心のふれあい体験をつづったもの

エ 区分 小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分

(2) 障害者週間のポスター

ア テーマ 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

イ 題名 自由

ウ 内容 障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるもの。標語その他の文字は入れないでください。

エ 区分 小学生区分及び中学生区分の2区分

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

横浜市内に在住する小学生以上

(2) 障害者週間のポスター

横浜市内に在住する小学生及び中学生

※(1)、(2)とも児童生徒については、横浜市内に在住であっても、通学している学校所在地が横浜市内である方は応募可能。

5 応募方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

ア 応募用紙 400字詰め原稿用紙（B4判またはA4判横向き・縦書き）

イ 字数 小学生区分及び中学生区分 2～4枚程度

高校生区分及び一般区分 4～6枚程度

ウ パソコン等の電子機器による作成も可とします。この場合、用紙はアに準ずるものとします。

エ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。

(2) 障害者週間のポスター

ア 規格 画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又は四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。作品は縦位置（縦長）のみとします。標語その他の文字は入れないでください。

イ 彩色画材 自由

ウ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。

※ (1)、(2)とも応募は、未発表のもの1編（点）に限ります。

※ ポスターは送付の際、折らないでください。

6 応募期間

令和5年7月3日（月）から令和5年9月1日（金）まで

7 応募先・問合せ先

①応募作品と②応募用紙（様式1又は様式2）に必要事項を記入の上、次の宛先に送付してください。

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 15階
横浜市 健康福祉局 障害施策推進課 「心の輪事業」担当
電話番号：045-671-3598
FAX 番号：045-671-3566

8 審査・発表・表彰

- (1) 横浜市において審査の上、各区分の最優秀賞1点を選定します。また、その他優秀な作品がある場合には、特別賞1点を選定します。
- (2) 横浜市が選定した最優秀賞及び特別賞の受賞者に対し、横浜市から賞状及び副賞を贈呈します。
- (3) 横浜市が選定した最優秀賞の作品を、横浜市推薦作品として内閣府に推薦します。内閣府において全国審査を行い、各区分の最優秀賞、優秀賞、佳作を選定します。内閣府が選定した最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣又は担当大臣からの賞状及び表彰楯が、佳作受賞者に対しては表彰楯が贈られます。

なお、より多くの方に機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも過去を通して入賞は一度限りとします。

9 応募作品について

- (1) 応募作品は、横浜市障害施策推進課が「障害者週間」関連行事等で啓発広報に使用する場合があります。
- (2) 横浜市が選定した最優秀作品の著作権は、内閣府に帰属するものとします。

10 個人情報の取扱いについて

応募用紙に記載された個人情報については、応募者への連絡のみに使用します。

また、内閣府が選定した最優秀賞、優秀賞、佳作の作品については、受賞者の氏名、学校名、学年又は職業等が、内閣府の作成する作品集・ホームページ等に掲載されるほか、全国的な啓発広報に活用されます。

11 その他

- (1) 入賞作品の使用、編集等にあたっては、内閣府が作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- (2) 作品の応募にあたり、不正等が発覚した場合は、横浜市が推薦を取り消したり、内閣府において事後に推薦の受付及び入賞を取り消したりすることがあります。
- (3) その他、本募集要領に取り決めのないことについては、内閣府の「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」によります。